

# 前橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について（議案第55号）

社会福祉課

## 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正等に伴い、災害援護資金の貸付利率等を改める。

## 2 主な内容

(1) 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる旨の規定を加え、その貸付利率を次のように改める。

現行	改正案	
(保証人は必須)	保証人を立てる場合	保証人を立てない場合
年3% (据置期間中は無利子)	無利子	年1.5% (据置期間中は無利子)

(2) 災害援護資金の償還方法に、半年賦償還及び月賦償還を加える。

## 3 施行期日

公布の日